

各学校法人理事長 様
各私立高等学校・中等教育学校長 様

大阪府府民文化部私学・大学課長

平成 27 年度高等学校等就学支援金受給資格認定等の付随業務の実施について（依頼）

標記については、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、大阪府知事が行う受給資格の認定事務その他の事務に付随する業務（以下「付随業務」という。）について、本府からの依頼に基づく事務として行っていただいているところですが、引き続き、その円滑な執行にご協力を賜りますようお願いいたします。

つきましては、本付随業務の実施について、ご承諾いただける場合は、別紙「承諾書」を平成 2 7 年 3 月 3 1 日（火）までにご提出くださるようお願いいたします。

なお、事務の執行に要する費用は、予算の範囲内で事務費交付金を交付することとしておりまして、その額については、文部科学省から交付決定の通知があり次第、別途、お知らせします。

記

1 依頼する事務の内容

各高等学校長に依頼する事務は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）、同法施行令（平成 22 年政令第 112 号。）、同法施行規則（平成 22 年文部科学省令第 13 号。以下「省令」という。）に基づき大阪府知事が行う、高等学校等就学支援金受給資格の認定事務その他の事務にかかる付随業務の一部とし、具体的な内容は以下のとおりとします。

なお、最終的な可否の判断（裁量判断を伴う）など公権力の行使を含む業務については、依頼する事務には含まれません。

○ 平成 26 年 4 月 1 日以降に新入学、再入学又は編入学した生徒（新制度適用者）

(1) 資格認定申請書兼収入状況届出書用紙の作成・配付

学校名等が予め記入された、高等学校等就学支援金受給資格認定申請書兼収入状況届出書（省令様式第 1 号。以下「資格認定申請書兼収入状況届出書」という。）の用紙を作成し、当該学校に在学する生徒等へ配付する。

(2) 資格認定申請書兼収入状況届出書の第一次審査

ア 生徒等から提出のあった資格認定申請書について、次の事項について確認する。

(ア) 生徒等が当該学校に在学していること。

(イ) 生徒等が日本国内に住所を有していること。

(ウ) 生徒等が過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が 3 年未満のものを除く。）を卒業又は修了していないこと。

(エ) 申請時点での生徒等の高等学校等の在学期間。ただし、下記①から④までの期間は、在学期間には算入しない。

①日本国内に住所を有していなかった期間（その初日において日本国内に住所を有していなかった月を一月として計算）

②平成 26 年 4 月 1 日前に申請者が公立高等学校並びに平成 26 年度から支給対象となった専修学校一般課程・各種学校を休学していた期間

③平成 22 年 4 月 1 日前に申請者が②以外の高等学校等を休学していた期間

④所得制限に係る規定に該当することにより就学支援金が支給されない者が高等学校等を休学していた期間

(f) 保護者等の課税証明書等の必要書類が添付されていること。

(g) 日本国内に居住している保護者等の平成 26 年度市町村民税所得割額及び平成 27 年度市町村民税所得割額が 304,200 円未満であること。

(h) 保護者等の平成 26 年度市町村民税所得割額及び平成 27 年度市町村民税所得割額が 251,100 円未満であること。

(i) 保護者等が市町村民税所得割額を課されない者であること。

イ 生徒等から提出のあった収入状況届出書について、次の事項について確認する。

(f) 保護者等の課税証明書等の必要書類が添付されていること。

(g) 日本国内に居住している保護者等の平成 26 年度市町村民税所得割額及び平成 27 年度市町村民税所得割額が 304,200 円未満であること。

(h) 保護者等の平成 26 年度市町村民税所得割額及び平成 27 年度市町村民税所得割額が 251,100 円未満であること。

(i) 保護者等が市町村民税所得割額を課されない者であること。

ウ 上記の第一次審査を行うにあたり疑義が生じたときは、その内容を大阪府へ報告し、大阪府からの指示に従って対応を行う。

(3) 受給資格認定申請者一覧の作成・提出

資格認定申請書の第一次審査の結果、受給資格認定申請者の一覧を様式 2 により作成し、大阪府へ提出する。

(4) 収入状況届出者一覧の作成・提出

収入状況届出書の第一次審査の結果、収入状況届出者の一覧を様式 20 により作成し、大阪府へ提出する。

(5) 受給資格認定等に関する通知書の作成・通知

大阪府から受給資格認定等に関する通知があったときに、各生徒等への通知書を様式 6 又は様式 7 により作成し、各生徒等へ通知する。

(6) 受給額決定に関する通知書の作成・通知

大阪府から高等学校等就学支援金の受給額決定に関する通知があったときに、各生徒等への通知書を様式 51 又は様式 54 により作成し、各生徒等へ通知する。

(7) 支給停止申出書用紙及び支給再開申出書用紙の作成・配付

学校名等が予め記入された、高等学校等就学支援金の支給停止申出書（省令様式第 2 号）及び高等学校等就学支援金の支給再開申出書（省令様式第 3 号）の用紙を作成し、必要に応じて、当該学校に在学する生徒等へ配付する。

(8) 支給停止又は支給再開に関する通知書の作成・通知

大阪府から高等学校等就学支援金の支給停止又は支給再開に関する通知があったときに、各生徒

等への通知書を様式 28 又は様式 32 により作成し、各生徒等へ通知する。

(9) 受給資格消滅に関する通知書の作成・通知

大阪府から高等学校等就学支援金の受給資格消滅に関する通知があったときに、各生徒等への通知書を様式 12 又は様式 13 により作成し、各生徒等へ通知する。

(10) 支給差止に関する通知書の作成・通知

大阪府から高等学校等就学支援金の支払の一時差止めに関する通知があったときに、各生徒等への通知書を様式 24 により作成し、各生徒等へ通知する。

※上記(5)、(6)及び(8)から(10)について、各生徒等への通知書の文言を変更する場合は、あらかじめ大阪府と相談してください。

**○ 平成 26 年 4 月 1 日前から引き続き在学する生徒(平成 26 年 4 月 1 日以降に転入学した生徒を含む。)
(旧制度適用者)**

(1) 資格認定申請書用紙及び加算支給届出書用紙の作成・配付

学校名等が予め記入された、高等学校等就学支援金受給資格認定申請書(省令旧様式第 1 号。以下「旧資格認定申請書」という。)及び高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書(省令旧様式第 2 号。以下「加算支給届出書」という。)の用紙を作成し、当該学校に在学する生徒等へ配付する。

(2) 旧資格認定申請書及び加算支給届出書の第一次審査

ア 生徒等から提出のあった旧資格認定申請書について、次の事項について確認する。

(ア) 生徒等が当該学校に在学していること。

(イ) 生徒等が日本国内に住所を有していること。

(ウ) 生徒等が過去に国公立を問わず高等学校等(修業年限が 3 年未満のものを除く。)を卒業又は修了していないこと。

(エ) 申請時点での生徒等の私立高等学校等の在学期間。ただし、下記①及び②の期間は、在学期間には算入しない。

①日本国内に住所を有していなかった期間(その初日において日本国内に住所を有していなかった月を一月として計算)

②平成 22 年 4 月 1 日前に申請者が私立高等学校等を休学していた期間

なお、認定申請に関する手続きを生徒に代わって行う場合においても、(ア)～(エ)の内容について、同様に確認するものとし、特に(エ)については、過去の在学期間が存在し得ない生徒(満 15 歳で 4 月 1 日に入学する生徒)以外からは、その申告を求めることとする。

イ 生徒等から提出のあった加算支給届出書について、次の事項について確認する。

(ア) 保護者等の課税証明書、健康保険証の写しなど必要書類が添付されていること。

(イ) 保護者等の平成 26 年度市町村民税所得割額及び平成 27 年度市町村民税所得割額が 18,900 円に①、②の合計を加えた額未満であること。

①16 歳未満の扶養親族の数×21,300 円

②16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数×11,100 円

※扶養親族の年齢は、前年(4～6 月分については前々年。以下、同じ。)の 12 月末時点(前年の途中で死亡した扶養親族はその死亡の日時点)。

(ウ) 保護者等が市町村民税所得割額を課されない者であること。

ウ 上記の第一次審査を行うにあたり疑義が生じたときは、その内容を大阪府へ報告し、大阪府か

らの指示に従って対応を行う。

(3) 受給資格認定申請者一覧及び加算支給届出者一覧の作成・提出

ア 旧資格認定申請書の第一次審査の結果、受給資格認定申請者の一覧を旧様式 2 により作成し、大阪府へ提出する。

イ 加算支給届出書の第一次審査の結果、加算支給届出者の一覧を旧様式 16 により作成し、大阪府へ提出する。

(4) 受給資格認定等に関する通知書の作成・通知

大阪府から受給資格認定等に関する通知があったときに、各生徒等への通知書を旧様式 8 又は旧様式 9 により作成し、各生徒等へ通知する。

(5) 受給額決定に関する通知書の作成・通知

大阪府から高等学校等就学支援金の受給額決定に関する通知があったときに、各生徒等への通知書を旧様式 34 又は旧様式 38 により作成し、各生徒等へ通知する。

(6) 支給停止申出書用紙及び支給再開申出書用紙の作成・配付

学校名等が予め記入された、高等学校等就学支援金の支給停止申出書（省令旧様式第 3 号）及び高等学校等就学支援金の支給再開申出書（省令旧様式第 4 号）の用紙を作成し、必要に応じて、当該学校に在学する生徒等へ配付する。

(7) 支給停止又は支給再開に関する通知書の作成・通知

大阪府から高等学校等就学支援金の支給停止又は支給再開に関する通知があったときに、各生徒等への通知書を旧様式 19 又は旧様式 21 により作成、各生徒等へ通知する。

(8) 受給資格消滅に関する通知書の作成・通知

大阪府から高等学校等就学支援金の受給資格消滅に関する通知があったときに、各生徒等への通知書を旧様式 13 により作成し、各生徒等へ通知する。

(9) 支給実績に関する通知書の作成・通知

大阪府から高等学校等就学支援金の支給実績に関する通知があったときに、各生徒等への通知書を旧様式 43 により作成し、各生徒等へ通知する。

※上記(4)、(5)及び(7)から(9)について、各生徒等への通知書の文言を変更する場合は、あらかじめ大阪府と相談してください。

2 高等学校等と府の役割分担

高等学校等と府の役割分担は以下のとおりとする。

図表 高等学校等と府の役割分担

区 分	役 割 分 担	
	高等学校等	大 阪 府
高等学校等就学支援金の受給資格の認定事務		
平成 26 年 4 月 1 日以降に新入学、再入学又は編入学した生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒等から提出のあった資格認定申請書の第一次審査 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒等が当該学校に在学していること ・生徒等が日本国内に住所を有していること ・生徒等が過去に国公立を問わず高等学校等を卒業又は修了していないこと ・申請時点での生徒等の高等学校等の在学期間 ・保護者等の課税証明書等の必要書類が添付されていること ・日本国内に在住している保護者等の市町村民税所得割額が所得制限の基準となる額未満であること ・保護者等の市町村民税所得割額が加算支給の基準となる額未満であること ・保護者等が市町村民税所得割額を課されない者であること ○資格認定申請書の第一次審査の結果、疑義が生じた案件の大阪府への報告及び大阪府からの指示に基づく対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○資格認定申請書の第一次審査の結果、疑義が生じた案件に関する対応策の決定及び当該学校への指示 ○各学校から提出された受給資格認定申請者一覧に基づく高等学校等就学支援金の受給資格の認定
平成 26 年 4 月 1 日前から引き続き在学する生徒（平成 26 年 4 月 1 日以降に転入学した生徒を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒等から提出のあった旧資格認定申請書の第一次審査 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒等が当該学校に在学していること ・生徒等が日本国内に住所を有していること ・生徒等が過去に国公立を問わず高等学校等を卒業又は修了していないこと ・申請時点での生徒等の私立高等学校等の在学期間 (認定申請に関する手続きを生徒に代わって行う場合においても、内容について、同様に確認するものとする。) ○旧資格認定申請書の第一次審査の結果、疑義が生じた案件の大阪府への報告及び大阪府からの指示に基づく対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○旧資格認定申請書の第一次審査の結果、疑義が生じた案件に関する対応策の決定及び当該学校への指示 ○各学校から提出された受給資格認定申請者一覧に基づく高等学校等就学支援金の受給資格の認定
高等学校等就学支援金の支給額の決定事務		
平成 26 年 4 月 1 日以降に新入学、再入学又は編入学した生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒等から提出のあった資格認定申請書兼収入状況届出書の第一次審査 <ul style="list-style-type: none"> ・申請時点での生徒等の高等学校等の在学期間 ・保護者等の課税証明書等の必要書類が添 	<ul style="list-style-type: none"> ○資格認定申請書兼収入状況届出書の第一次審査の結果、疑義が生じた案件に関する対応策の決定及び当該学校への指示 ○各学校から提出された受給資格認

	<p>付されていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国内に在住している保護者等の市町村民税所得割額が所得制限の基準となる額未満であること ・保護者等の市町村民税所得割額が加算支給の基準となる額未満であること ・保護者等が市町村民税所得割額を課されない者であること <p>○資格認定申請書兼収入状況届出書の第一次審査の結果、疑義が生じた案件の大阪府への報告及び大阪府からの指示に基づく対応</p>	<p>定申請者一覧及び収入状況届出者一覧に基づく高等学校等就学支援金の支給額の決定</p>
<p>平成 26 年 4 月 1 日前から引き続き在学する生徒（平成 26 年 4 月 1 日以降に転入学した生徒を含む。）</p>	<p>○生徒等から提出のあった旧資格認定申請書及び加算支給届出書の第一次審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請時点での生徒等の私立高等学校等の在学期間 ・保護者等の課税証明書、健康保険証の写しなど必要書類が添付されていること ・保護者等の市町村民税所得割額が加算支給の基準となる額未満であること ・保護者等が市町村民税所得割額を課されない者であること <p>○旧資格認定申請書及び加算支給届出書の第一次審査の結果、疑義が生じた案件の大阪府への報告及び大阪府からの指示に基づく対応</p>	<p>○旧資格認定申請書及び加算支給届出書の第一次審査の結果、疑義が生じた案件に関する対応策の決定及び当該学校への指示</p> <p>○各学校から提出された受給資格認定申請者一覧及び加算支給届出者一覧に基づく高等学校等就学支援金の支給額の決定</p>

3 留意事項

事務を行うに当たっては、次の事項に留意してください。

(1) 関係法令の遵守

事務の実施にあたり、労働関係法令を含めた関係諸法令を遵守してください。

(2) 個人情報の保護

個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法、大阪府個人情報保護条例の趣旨に従い、厳密かつ適正に行ってください。

(3) 守秘義務

事務を実施する上で知り得た情報に対する守秘義務を遵守してください。この守秘義務は、事務実施終了後も当該事務に従事していた教職員に遵守させてください。

(4) 資料等の適正な管理及び転用の禁止

事務を遂行する上で自ら収集した資料等及び府から提供を受けた事務に関する資料等を、適正に管理してください。また、資料等をこの事務以外の目的で利用・複写及び複製しないでください。

(5) 資料等の保管

事務が終了した後も、事務終了年度の翌年度から 5 年を経過するまでの間、大阪府から指示のあった資料を保管しておいてください。

別紙

文 書 番 号
平 成 年 月 日

大阪府知事 様

(所在地) ○○○○○○○○○○○○○○○○○
(学校法人名) 学校法人 ○○○○
(代表者職・氏名) 理 事 長 ○○ ○○ ⑩

平成 27 年度高等学校等就学支援金受給資格認定等の付随業務の実施について

平成 27 年 3 月 ×× 日付け私第 ×××× 号により依頼のあった標記付随業務の実施について、
承諾します。

【担当者】

氏 名 : ○○ ○○

連絡先 : — —